

## I-④ いじめに関するその他活動（①～③に分類できない教育実践）

（岐阜大学・教育学研究科（教職大学院））

橋本が、岐阜県可児市の「いじめ防止専門委員会（第三者機関）」の委員長をしていること

<可児市広報 2012 年 11 月 1 日号より（原文のまま）>

### 「可児市子どものいじめの防止に関する条例」が施行

#### 市民みんなでいじめをなくそう

市は、10月3日から「可児市子どものいじめの防止に関する条例」を施行しました。条例では、市全体でいじめの防止に取り組むことを宣言しています。みんなでいじめの防止に取り組み、地域全体で子どもを育てましょう。

子どもの心や体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの権利を侵害するものです。このようないじめの防止および解決を図るため、市は全国に先駆けて「可児市子どものいじめの防止に関する条例」を施行しました。条例を制定した理由や、条例のポイントなどについて紹介します。

#### 条例制定の理由

市は、可児市の子どもが健やかに成長できる環境をつくるために、地域の誰もが他人ごとではなく、いじめの防止及び解決に取り組むことが重要だと考えました。

また、いじめの背景には、社会や家庭の問題など学校以外の要因もあり、学校だけでなく、幅広く取り組んでいく必要があります。

そこで、いじめの対応を学校や教育委員会だけに任せるのではなく、市民や事業者など、子どもを取り巻く全ての人たちでいじめの防止および解決に取り組むために、地域の共通ルールともいえる条例を制定しました。

#### 条例のポイント

##### ① 市全体でいじめ防止に取り組むことを宣言

いじめは、市や学校、保護者、市民、事業者など地域全体で取り組むべき課題です。その対策を実施することを、宣言しました。

##### ② 責務の明確化

市や学校、保護者、市民、事業者などが、いじめの防止および解決に向け、責任を持ってその対策に取り組むことができるよう、それぞれの責務を次のように明確化しました。

**市** いじめの防止および解決に必要な施策を講じる。

**学校** いじめの防止に取り組む。いじめを把握した場合は、速やかに対策を講じる。

**保護者** いじめは許されない行為であることを子どもに説明する。

**市民および事業者** いじめを発見したときは、速やかに市、学校または関係機関（子ども相談センター、警察署など）に情報を提供する。

##### ③ 通報および相談の体制

通報または相談を受けたいじめについて、専門家による客観的な立場からの調査などを行うため、市いじめ防止専門委員会を設置します。委員会は主に次の業務を行います。

**調査・調整** 学校、当事者保護者への調査・調整

**助言・支援** 専門家（弁護士、臨床心理士など）による助言・支援

#### ④ 関係者への是正要請

市長は、委員会の調査、調整などの結果を受け、必要がある場合は関係者に対して是正要請をします。是正要請を受けた者は、必要な措置を取るよう努め、対応状況を市長に報告します。

#### いじめに悩んでいたら

いじめに遭っている子は、勇気を出して家族や学校の先生、信頼できる身近な人に相談してください。それでも解決が困難なことや、相談できないことがあれば、いじめ防止専門委員会事務局に相談してください。また、市民や事業者の皆さんは、いじめを発見したときは、速やかに市、学校または関係機関に通報してください。

#### いじめをなくすために

いじめをなくす力は、子どもの中にあります。大人は子どもの力を信じて寄り添い、市民みんながいじめをなくしましょう。

#### 問合せ先

人づくり文化課

#### 条例施行までの取り組み

H23	4月～8月	いじめ防止第三者機関検討委員会 (第1回～第6回)
	9月15日	提言書の提出
H24	4月～	いじめ防止専門委員会事務局設置
	5月15日	通報・相談専用電話設置
	5月～6月	いじめ防止専門委員会 (第1回～第2回)
	7月2日～	条例案のパブリックコメント募集
	8月15日	パブリックコメントの結果公表
	9月	条例案を議会に上程
	10月3日	条例施行

#### 市いじめ防止専門委員会事務局

電話 〇〇 〇〇〇〇

月～金曜日（祝日は除く） 午前8時30分～午後5時

I-④ いじめに関するその他活動（①～③に分類できない教育実践）

（愛知教育大学・教育学部）

（五十嵐 哲也）

- ・春日井市スクールカウンセラーとしてのいじめ相談，いじめ予防実践活動
- ・みよし市小学校でのいじめ予防介入
- ・みよし市，岡崎市，豊田市小中学校での教員研修会

## I-④ いじめに関するその他活動（①～③に分類できない教育実践）

（愛知教育大学・教育学部）

（公開シンポジウム）

いま、「いじめ」問題を考える～愛知教育大学からのメッセージ～

「いじめ」問題が大きな社会問題となっているこの状況を前に、愛知教育大学として、大学の授業や学校現場・地域の支援等で実際に「いじめ」問題の実践的・臨床的な対策に取り組んでいる研究者の知見をあつめて、市民の方々と共に考える対話の場をもちたいと考え、公開シンポジウムを企画した。

日時：2013年2月2日（土）午後1時から4時半まで

場所：名古屋商工会議所 3階 第五会議室（所在地：名古屋市伏見）

主催：国立大学法人愛知教育大学

### 【第一部】

基調講演：「いじめ問題と向き合う 子どもの視点から」

講師：多田 元 氏（弁護士）

講演内容：子ども理解，家族の支援，子どもの権利等の法的な見地からいじめをめぐる現在の問題点や課題などを語っていただく。

講師略歴：1944年生まれ。一橋大学卒業。「NPO 法人子どもセンターパオ」代表理事他。南山大学法科大学院講師

### 【第二部】

パネルディスカッション

本学の各専門分野の教員がパネリストとなって報告し、会場との質疑・討論を行う。

小関 俊祐（学校教育講座助教 臨床心理）

川北 稔（教職大学院准教授 社会学）

萬屋 育子（教職大学院特任教授 児童福祉）

松原 信継（学校教育講座准教授 教育法）

コーディネイター 折出 健二（愛知教育大学副学長）

I-④ いじめに関するその他活動（①～③に分類できない教育実践）

（三重大学・教育学部）

大谷正人（精神医学），子どもたちの診察（毎週30～40名，その中で，いじめによる適応障害や不登校児童の対応）